

○対内直接投資等に関する命令第三条第四項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示

改正後

改正前

別表第二				別表第二					
大分類	小分類	細分類		摘要	大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名				番号	項目名	
農業、林業	[略]	[略]	[略]	ただし、 <u>愛がんに用動物に係るものを除く</u>	農業、林業	[略]	[略]	[略]	[略]
	畜産農業	0125	畜産類似業			畜産農業	0125	畜産類似業	[新設]
	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
製造業	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	2899	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	ただし、 S A W (弾性表面波) フ イルタ、 B A W (バルク弾性波)	製造業	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	2899	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	ただし、 S A W (弾性表面波) フ イルタ、 B A W (バルク弾性波)

ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業に属する事業以外にあつては、別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この※1及び※2において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この※1及び※2において同じ。）若しくは当該親会社の子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。※2において同じ。）のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業に属する事業（当該事業を営む会社のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下この※1及び※2において同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの及び他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するものを除く。）を除く。

※2 対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に掲げる業種に該当するインターネット附随サービス業（インターネット利用サポート業に限る。以下この※2において同じ。）に属する事業以外にあつては、別表第三事業に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社若しくは当該親会社の子会社のうち別表第三事業のみを営むものために実施するインターネット附随サービス業に属する事業（当該事業を営む会社のものから委託を受けてインターネット附随サービス業を提供するものを除く。）を除く。

※ 対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に掲げる業種に該当するインターネット附随サービス業（インターネット利用サポート業に限る。以下この※において同じ。）に属する事業以外にあつては、別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この※において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む会社法第二条第四号に規定する親会社若しくは当該親会社の同法第二条第三号に規定する子会社のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するインターネット附随サービス業に属する事業（当該事業を営む会

社の他のもの（当該会社の会社計算規則第二条第三項第二十五号に規定する関係会社のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該事業を営む会社と同じ別表第三事業のみを営む他の会社を除く。）から委託を受けてインターネット附随サービス業を提供するものを除く。）を除く。

備考 この表は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（令和五年七月総務省告示第二百五十六号）の分類表に従っている。

別表第三

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
[略] 製造業	[略] その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	[略] 2899	[略] その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	[略] ただし、S A W（彈性表面波）フィルタ、B A W（バルク彈性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振

備考 この表は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（令和五年七月総務省告示第二百五十六号）の分類表に従っている。

別表第三

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
[略] 製造業	[略] その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	[略] 2899	[略] その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	[略] ただし、S A W（彈性表面波）フィルタ、B A W（バルク彈性波）フィルタ、水晶振動子、水晶共振

			を構成する部品に係るものを除く			
情報通信業	[業]	[略]	[略]	[略]	情報通信業	[略]
ソフトウェア業	[業]	受託開発ソフトウェア業	※1	ソフトウェア業	ソフトウェア業	※1
		組込みソフトウェア業	※1		組込みソフトウェア業	※1
		パッケージソフトウェア業	※1		パッケージソフトウェア業	※1
		ゲームソフトウェア業			ゲームソフトウェア業	
		情報処理サービス業	※1		情報処理サービス業	※1
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
サービス業（他に分類され	[業]	[略]	[略]	[略]	サービス業（他に分類され	[略]

ないもの)	他に分類されない事業サービス業	9299	他に分類されないその他の事業サービス業	ただし、 <u>液化石油</u> ガス（LP G）充てん業及び <u>液化石油</u> ガス（LP G）の貯蔵を行う事業に係るものを除く
ないもの)	他に分類されない事業サービス業	9299	他に分類されないその他の事業サービス業	ただし、 <u>液化天然</u> ガス（LP G）充てん業及び <u>液化天然</u> ガス（LP G）の貯蔵を行う事業に係るものを除く

※1 対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に掲げる業種に該当するソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業に属する事業以外にあつては、別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この※1及び※2に

※1 別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この※1及び※2において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この※1及び※2において同じ。）若しくは当該親会社の子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。※2において同じ。）のうち別表第三事業のみを営むも

において「別表第三事業」という。)に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社(会社法第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この※1及び※2において同じ。)若しくは当該親会社の子会社(同法第二条第三号に規定する子会社をいう。※2において同じ。)のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業に属する事業(当該事業を営む会社のもの(当該会社の関係会社(会社計算規則第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。)のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該事業を営む会社と同じ別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下この※1及び※2において同じ。)から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの及び他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するものを除く。)に限る。

※2 別表第一に掲げるインターネット利用サポート業を除き、対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件に掲げる業種に該当するインターネット附随サービス業(インターネット利用サポート業に限る。以下この※2において同じ。)に属する事業以外にあつて、別表第三事業に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社若しくは当該親会社の子会社のうち別表第三事業のみを営むものために実施するインターネット附随サービス業に属する事業(当該事業を営む会社のものから委託を受けてインターネット附随サービスを提供するものを除く。)に限る。

備考 この表は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件(令和五年七月総務省告示第二百五十六号)の分類表に

ののために実施するソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業に属する事業(当該事業を営む会社のもの(当該会社の関係会社(会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。)のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下この※1及び※2において同じ。)から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの及び他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するものを除く。)に限る。

※2 別表第三事業に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社若しくは当該親会社の子会社のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するインターネット附随サービス業(インターネット利用サポート業に限る。以下この※2において同じ。)に属する事業(当該事業を営む会社のものから委託を受けてインターネット附随サービス業を提供するものを除く。)に限る。

備考 この表は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件(令和五年七月総務省告示第二百五十六号)の分類表に

従っている。

従っている。